

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前 田 昌 一

令和5年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年4月19日付松監第89号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 地域学習振興課	所管課等長氏名 毛利 雄一郎
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>①公用車の適正配置について</p> <p>公民館に配置している公用車のうち二輪車（以下「二輪車」という。）について、令和 5 年 10 月 31 日現在で、平成 23 年 12 月に使用してから約 11 年間使用していないものをはじめ、長期間使用していないものが 15 台あり、そのうち 14 台は故障により走行不能な状態であった。走行不能な二輪車はすみやかに修繕や廃棄等の手続きを実施し、適正な配置を行われない。</p> <p>【むすび】</p> <p>今回の行政監査のテーマは「公用車の管理状況等について」である。</p> <p>公用車は、公務を迅速かつ効率的に遂行するために欠かすことのできない移動・運搬手段のひとつであるが、取得や維持管理等に経費を要することや、交通事故等の発生リスクもあることから、適正な配置、安全に使用するための維持管理等が重要である。</p> <p>そこで今回、共用車の管理等を行っている管財課、経営管理課をはじめ、公用車を所有し管理等を行っている課等に対し監査を実施した。</p> <p>公用車の使用状況について、出先機関に配置している二輪車が 10 年以上使用されておらず、走行不能な状態であったことなどから、公用車の配置についての把握や見直しが必要なものがあつた。</p> <p>また、公用車の点検・整備について、道路運送車両法第 48 条の規定による定期点検が定められた時期に実施されていなかった車両があつた。法令遵守は当然のことであり、さらには車両の点検・整備を適正に行うことにより、性</p>	<p>①公用車の適正配置について</p> <p>今回の指摘となった事案については、各公民館の二輪車の使用状況を十分に確認できていなかったこと、また、廃棄希望の車両について、公用車を管理する管財課との連携が不十分であったことが原因でした。</p> <p>その改善策として、長期間使用していない二輪車 15 台のうち、走行可能な 1 台は修繕を行い、使用を希望している公民館に令和 7 年 1 月に再配置しました。さらに、走行不能な状態の 14 台のうち、1 台は令和 6 年 10 月に部品の売却及び廃棄を行ったほか、残りの 13 台は、各公民館から引き上げ、修繕部品として使用可能な部分を活用したうえで、令和 7 年 3 月に鉄屑として売却し、廃棄しました。</p> <p>今後も、公用車の適正な配置を行っていきます。</p>

能や安全性が維持されることから、点検・整備の重要性について再認識しなければならない。

市長部局等では、令和5年3月に「共用車両予約・鍵管理システム」を導入し、公用車の貸出や管理等の厳格化、効率化を図っている。また、公用車を使用する職員が予約や運行記録の作成を自席のパソコンから容易に行えるなど、手続き等の事務改善も行われていた。しかしながら、運行記録を利用していない課等も見受けられたことから、システムをより有効に活用するためにも、運用について検討されたい。

今回、指摘事項、要望事項となった事案については、それらの原因及び改善に向けた取組を検証し、監査の対象とならなかった部局等も含め、公用車の適切な維持管理や安全な運行等を強く望むものである。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年7月19日付松監第12号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 スポーツシティ推進課	所管課等長氏名 丹生谷 泰生
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (2) 市民会館使用料 ・使用料の納入時期について 松山市民会館使用料の納入時期は、松山市民会館条例等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p>1 収入事務について (2) 市民会館使用料 ・使用料の納入時期について 松山市民会館条例施行規則では、「国又は地方公共団体が会館を使用する場合」など、使用料の納付時期の特例が認められています。しかし、各種スポーツ競技団体や文化団体等が規模の拡大とともに組織化され、会計処理を行政に倣って口座払いを原則とする団体が増えたことで、取りまとめた使用料が施設等使用前に支払いができないケースが発生しました。利用者からは、使用料の後納ができないことを理由に施設を利用できないという意見が寄せられたため、市民サービス向上の観点から、指定管理者である文化・スポーツ振興財団の判断で施設等使用後の口座振込を認めていました。 指定管理者に対しては、独自に判断せず市に確認を行うよう指導を行いました。あわせて、使用料の後納が認められる場合を明確に示すための規則改正を行いました。 今後は、指定管理者に対して条例等に沿った適切な支払い処理を徹底するよう指導します。</p>
<p>(3) 総合コミュニティセンター使用料 ・使用料の納入時期について 松山市総合コミュニティセンター使用料の納入時期は、松山市総合コミュニティセンター条例等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を</p>	<p>(3) 総合コミュニティセンター使用料 ・使用料の納入時期について 松山市総合コミュニティセンター条例では、「国若しくは地方公共団体が使用する場合又は使用時間の超過に対する使用料の場合」に限り、使用料の後納が認められています。しかし、各種スポーツ競技団体や文化団体等が規模の拡大とともに組織化され、会計処理を行政に倣</p>

検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

(4) 野外活動センター使用料

- ・使用料の納入時期について

松山市野外活動センター使用料の納入時期は、松山市野外活動センター条例等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。条例等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

(6) 中央公園管理使用料

- ・使用料の納入時期について

松山中央公園体育施設使用料の納入時期は、松山中央公園体育施設条例施行規則等により、前納することとされているが、施設等使用後に口座振込で納付されているものが見受けられた。規則等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

って口座払いを原則とする団体が増えたことで、取りまとめた使用料が、施設等使用前に支払いができないケースが発生しました。利用者からは、使用料の後納ができないことを理由に施設を利用できないという意見が寄せられたため、市民サービス向上の観点から、指定管理者である文化・スポーツ振興財団の判断で施設等使用後の口座振込を認めていました。

指定管理者に対しては、独自に判断せず市に確認を行うよう指導を行いました。あわせて、使用料の後納が認められる場合を明確に示すための条例改正及び規則改正を行いました。

今後は、指定管理者に対して条例等に沿った適切な支払い処理を徹底するよう指導します。

(4) 野外活動センター使用料

- ・使用料の納入時期について

使用料について、松山市野外活動センター条例では、「市長が相当の理由があると認めるときは、これを後納させることができる」と定められています。この規定を適用する場合は、指定管理者である文化・スポーツ振興財団から市に対して事前確認が必要ですが、市民会館や総合コミュニティセンターで施設等使用後に口座振込を行っているケースがあることから、財団の判断で後納処理を認めていました。

指定管理者に対しては、独自に判断せず市に確認を行うよう指導を行いました。あわせて、使用料の後納が認められる場合を明確に示すための条例改正及び規則改正を行いました。

今後は、指定管理者に対して条例等に沿った適切な支払い処理を徹底するよう指導します。

(6) 中央公園管理使用料

- ・使用料の納入時期について

松山中央公園体育施設条例施行規則では、「使用料は、前納とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。」と定められています。この規定を適用する場合は、指定管理者である文化・スポーツ振興財団から市に対して事前確認が必要ですが、市民会館や総合コミュニティセンターで施設等使用後に口座振込を行っているケースがあることから、財団の判断で後納処理を認めていました。

指定管理者に対しては、独自に判断せず市に確認を行うよう指導を行いました。あわせて、使用料の後納が認められる場合を明確に示すための条例改正及び規則改正を行いました。

今後は、指定管理者に対して条例等に沿った適切な支払い処理を徹底するよう指導します。

2 スポーツシティまつやま推進事業の支出事務について

・助成金交付要綱の適正な整備について
松山市スポーツ大会・合宿等開催助成金制度は、交付要綱別表に助成金の額及び限度額が規定されているが、要綱が実際の助成内容と一部異なる状況が見受けられた。要綱の改正が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

2 スポーツシティまつやま推進事業の支出事務について

・助成金交付要綱の適正な整備について
要綱に定められた方法以外の事務処理が慣例的に行われており、その方法に問題がないと認識していたため、これまで見直しが行われていませんでした。
適正な事務処理が行われるよう、今年度、要綱の改正を行いました。

（宛先）松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和 6 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 6 年 11 月 20 日付松監第 48 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 学習施設課	所管課等長氏名 佐保 克彦
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（6）小学校、中学校 ・「学校における漏水防止マニュアル」の遵守 について</p> <p>「学校における漏水防止マニュアル」において、「プール注水バルブの開閉簿」（以下「開閉簿」という。）を作成し、注水バルブ開閉日時及び開閉者の氏名を記録することとなっているが、開閉簿が作成されていない状況が見受けられた。開閉簿が作成されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、漏水防止を徹底するためにも「学校における漏水防止マニュアル」に基づき適正な管理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">[高浜中学校]</p>	<p>（6）小学校、中学校 ・「学校における漏水防止マニュアル」の遵守 について</p> <p>当該校は、学校管理者、体育主任教諭などが「プール注水バルブの開閉簿」の作成を失念していたことから、未作成となっていました。そこで、当該校に対し「開閉簿」の作成及びマニュアルに基づき確実に業務を遂行するよう指導を行い、「開閉簿」を作成したことを確認しました。</p> <p>なお、今回の指摘事項について、令和 6 年 10 月 30 日付 6 松（教施）第 196 号「令和 6 年度 松山市監査委員事務局による定期監査の指摘事項について」で全小中学校へ通知し、マニュアルに基づく、学校施設の適正管理を指導しました。</p> <p>また、今回の指摘事項は昨年度にも同様の指摘を受けていることから、来年度はプールの使用開始直前に、「開閉簿」の作成をはじめ、マニュアルに基づく適正管理の徹底について、全小中学校へ通知します。</p>
<p>むすび 「学校における漏水防止マニュアル」の遵守 の徹底について</p> <p>「学校における漏水防止マニュアル」については、平成 23 年度に学校プール水道水流出事故が発生した際に、再発防止に向け教育委員会が策定したもので、漏水防止管理体制や具体的なチェック及び記録方法が定められているが、一部の学校においてマニュアルに沿った運用が行われていない状況が見受けられた。</p> <p>これについては、昨年度にも同様の指摘を行っているが、徹底されていないことから、所管部署においては、再度、マニュアルの遵守について指導されたい。</p>	

様式第 1 号（第 3 条関係）

6 松（ス）第 862 号

令和 7 年 2 月 1 9 日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和 6 年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和 7 年 1 月 10 日付松監第 55 号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 スポーティングシティ推進課	所管課等長氏名 丹生谷 泰生
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
北条スポーツセンター・北条体育館 ①貸付備品の管理について 指定管理者への貸付備品について、貸付備品を規定した基本協定書の「別表 2」、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致が見受けられた。 貸付備品については、「別表 2」として基本協定書に記載することとされており、市の財産を貸し付けるという重要な事項であることから、担当課においては、数量が不一致となっている理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定や備品台帳について適正な整備を図られたい。 ②事業報告書等の提出について 基本協定書第 28 条に規定されている四半期別報告書について、毎四半期終了後 15 日以内を期日として提出することとされているが、期日を過ぎて提出されている状況が見受けられた。 事業報告書等は、事業の執行状況を把握し、適切な指導監督を行うための資料となる重要な報告であるため、担当課においては、四半期別報告書が遅れている理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定書に基づき期日までの提出について指導されたい。	北条スポーツセンター・北条体育館 ① 貸付備品の管理について 備品自体が無いものについて、廃棄処分の手続きを講じ、適正な備品の管理に努めている。数量の不一致は、施設から廃棄等の報告を受けた当課がシステムへの入力を失念していたものです。 今後は、適切な備品管理を維持していくため、備品の異動があれば、速やかに適切な処理を行うよう改善する。 ② 事業報告書等の提出について 事業報告書等の提出について、期日厳守の認識が薄れていたことが原因と考えられるため、指定管理者に期日までの提出を徹底するよう指導した。 今後は、当課からも期限のアナウンスをする等、基本協定等に従い、適切な事務処理に努める。

様式第1号（第3条関係）

松（道後）第111号
令和7年2月27日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和6年度 公の施設の指定管理者監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年1月10日付松監第55号の公の施設の指定管理者監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 道後温泉事務所	所管課等長氏名 杉村 幸紀
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・椿の湯 ・貸付備品の管理について 指定管理者への貸付備品について、基本協定書の貸与備品一覧（「別表2」）、備品台帳及び備品を照合調査したところ、一部に数量の不一致や、施設で使用している備品が基本協定書の貸与備品一覧に記載されていない状況が見受けられた。また、館内展示品の一部が備品台帳に登録がなく、それにより基本協定書の貸与備品一覧に記載されていない状況も見受けられた。 貸付備品は、別表として基本協定書に記載することとされており、市と指定管理者間で備品の共通認識を図るためにも、担当課においては、数量の不一致や基本協定書への記載漏れ、備品台帳への登録漏れが生じた理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、基本協定や備品台帳について適正な整備を徹底されたい。	道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・椿の湯 ・貸付備品の管理について 今回の指摘を受け、下記のとおり検証を行った。 1. 基本協定書の貸与備品一覧、備品台帳並びに備品の数量の不一致の理由は、①指定管理者が購入し、基本協定書に基づき、市に寄付すべき備品について、指定管理者からの届け出がなかったこと、②施設間での備品の異動について、適切な手続きが出来ていなかったことである。 2. 館内展示品の一部が備品台帳に登録がなく、基本協定書の貸与備品一覧に記載されていない理由は、別館 飛鳥乃湯泉建設時に設置した展示物の備品登録が適切に行われていなかったことである。 上記1、2の検証を行い、改善に向け、市と指定管理者で、指定管理対象施設内の備品の調査を行い、指定管理者から提出漏れがあった備品の廃棄・移転・寄附についての報告を受け、適切な手続きを行ったほか、登録漏れの備品登録を行うなど、備品台帳の整備を行い、令和7年2月5日付で、令和6年度年度協定の一部（貸与備品一覧）の変更を行った。これにより、貸与備品一覧、備品台帳及び備品を一致させた。 今後は、貸付備品を含め、全体の備品を適正に管理していく。

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年1月21日付松監第56号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 文化財課	所管課等長氏名 岸 洋 三
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>3 備品の管理状況について</p> <p>・公印の適正管理について</p> <p>公印（その他職印）の管理状況について確認したところ、松山市教育委員会公印規則に定められているが、備品台帳に登録されていないものが1件見受けられた。</p> <p>公印は、松山市財務会計規則により備品として管理することと定められているため、備品台帳に登録されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な管理に努められたい。</p>	<p>3 備品の管理状況について</p> <p>・公印の適正管理について</p> <p>当該公印については、備品台帳への登録を失念していたため、指摘を受けた後、速やかに備品台帳に登録し、職員に対し適正な備品管理を行うよう指導しました。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう適切な事務処理に努めてまいります。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年1月21日付松監第56号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 教育支援センター事務所	所管課等長氏名 池田 浩 樹
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (2) 青少年センター費雑入 ・ヴァーチャル・カンパセッション参加費に係る現金受払簿の未作成について ヴァーチャル・カンパセッション等のイベント開催時に現金で参加費を徴収しているが、その際に松山市財務会計規則で規定された現金受払簿を作成していない状況が見受けられた。 現金受払簿の作成は現金の出納を管理するための重要な手続きであるため、規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	1 収入事務について (2) 青少年センター費雑入 ・ヴァーチャル・カンパセッション参加費に係る現金受払簿の未作成について 当該イベントの参加費については、翌営業日に銀行へ入金していたことから、現金受払簿の作成が不要であると考えていたものです。 指摘を受け、速やかに現金受払簿を作成したほか、また、同様のイベント等についても、現金受払簿を作成するよう課内周知を行うことで、再発防止および適正な事務手続きを徹底しています。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年1月21日付松監第56号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等	総合政策部 シティプロモーション推進課	所管課等長氏名	西 原 進
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない		
指 摘 事 項	措 置 状 況		
2 都市イメージ向上事業の支出事務について ・旅費の未精算について 資金前渡で支払われた旅費は、松山市財務会計規則に基づき、支払済後又は帰庁後 5 日以内に精算書を作成することとされているが、精算が行われていない状況が見受けられた。規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	2 都市イメージ向上事業の支出事務について ・旅費の未精算について 今回の事案では該当職員が事務処理を失念しておりました。指摘を受け、旅費の未精算について、直ちに精算しました。今後、必要な精算については、帰庁後 5 日以内に処理することを徹底するとともに、課内で複数人が確認するよう体制を整え、二度と同様の事案が発生しないよう徹底してまいります。		

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前 田 昌 一

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年1月21日付松監第56号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 保健体育課	所管課等長氏名 中 村 尚 志
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (2) 学校教育総務費雑入(事業) ・ 広告掲載に係る契約書の未作成について 松山市契約規則により、契約書の作成を省略できるのは、該当する契約の種類・金額等に応じて定められているが、広告掲載の契約について承諾書の提出にとどまっておき、本来必要な契約書を作成していないものが見受けられた。規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。</p>	<p>1 収入事務について (2) 学校教育総務費雑入(事業) ・ 広告掲載に係る契約書の未作成について 歳入に関する契約事務件数が少なく、課内での認識が不十分であったため、本来必要な契約書の作成ではなく、承諾書の提出にとどまっていた。 広告事業事務にかかるマニュアル「事務手順・留意事項」を直ちに確認し、事務手続きを見直すとともに、適正処理について課内で情報共有を図った。 今後は、松山市契約規則等に従い、適正な事務処理に務める。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 4)適切でない耐用年数の適用</p> <p>市道久谷 184 号線舗装(資産番号 00192529)の耐用年数が 100 年と適切でない耐用年数が設定されている。この点あり得ない耐用年数が設定されていないか(例:耐用年数が最大で 10 年の舗装に 11 年以上の耐用年数が適用されていないか)、勘定科目ごとに概括的な検証を行うことが必要である。</p>	<p>勘定科目に応じた耐用年数に改めるとともに、固定資産台帳の作成作業において、耐用年数の設定についてはチェック事項とした。</p> <p>令和 5 年度の作業では、適切な耐用年数が設定されているかチェックを実施した上で、台帳を公表した。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、今後は適切な台帳管理を徹底する。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部 道路河川管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>9. 道路維持管理に関する路面性状調査(MMS 計測)の評価及びあり方の検討</p> <p>松山市道路施設維持管理計画において、道路舗装の路面については、概ね5年に1回の頻度で定期点検を路面性状調査(MMS 計測)で行うとされている。日常的な点検は、道路パトロールで実施しているが、路面性状調査(MMS 計測)は、平成 24 年度の実施が最後となっているため、調査結果の評価検証が行われていない。</p> <p>MMS 計測は、点検とともに記録を残せる手段として有効である。また、取得した画像やレーザデータは、施設有無の確認、土地利用の変化、施設台帳の整理等にも活用でき、道路パトロールの補完資料として道路管理者の目線で再確認できる良さもある。</p> <p>このため、道路施設の点検は、現状の道路パトロールに加え、MMS 計測や近接目視点検等を組み合わせた日常点検、定期点検を行うことが合理的である。</p> <p>以上を踏まえ、路面性状調査(MMS 計測)の調査結果の評価を実施するとともに、計画していた定期点検の頻度が過剰な場合には計画の見直しを、点検不足による安全面に懸念がある場合には、可能な限り速やかに定期点検を実施するなど、定期点検のあり方を検討することが必要である。</p>	<p>松山市道路施設維持管理計画策定当時、MMS 計測は最新の測量技術であり、道路パトロールの補完資料として、レーザースキャナ装置で取得した3次元点群データや全方位カメラで撮影した画像データを活用して、路面性状調査以外の道路附属物の点検も合わせて行う計画であった。</p> <p>しかし、道路附属物の点検において、点群データや画像データだけでは施設の健全性を判断できない部分が多く、職員による近接目視や実際に触れてみての確認が重要であるため、技術面において従来の点検手法を採用する方が有利であると判断した。</p> <p>なお、維持管理計画策定のための路面状況の把握は、MMS 測定による広範囲のデータ収集までは必要とせず、路面性状測定車で路面状況(ひび割れ、わだち掘れ、平坦性)に特化して測定することが、現状では最も費用対効果が高い。</p> <p>そこで R6 年度の計画更新では、路面性状測定車を利用して路面の状況(ひび割れ、わだち掘れ、平坦性)を測定し、舗装修繕の優先度の評価を行い、計画を更新した。</p> <p>今後は、既存計画で掲げる施策や取組事項を評価し、次期計画に適宜、反映させていく。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部 道路河川管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>10. 舗裝修繕計画の短期5ヶ年計画の見直し漏れ</p> <p>松山市道路施設維持管理計画は平成 28 年度から令和7年度の 10 年間を計画対象としている。そのうち幹線道路等計画的な維持管理を行う道路の舗装については、期間を2つに分け、まずは平成 28 年度から令和2年度までの短期5ヶ年計画を策定・遂行し、令和2年度に評価・見直しを行った上で、令和3年度から令和7年度までの短期5ヶ年計画を策定することとなっている。</p> <p>担当課とのヒアリングにおいて、令和2年度末における短期5ヶ年計画の達成率は約 40%との回答を得た。また、短期5ヶ年計画を閲覧した結果、令和3年度末の達成率は 68%であった。担当課によれば、達成率 100%になるには、あと2～3年要する見込みである。</p> <p>また、工事が当初予定の5ヶ年で完成していない理由として、社会情勢の変化に伴う人件費や資材価格の高騰に加え、緊急を要する事後保全の工事対応に予算を配分した結果、計画策定段階に想定していた単年度毎の施工範囲を完成させることが困難になったとの説明を受けた。</p> <p>以上の背景を理解しつつも、本来令和2年度において実施されるべき短期5ヶ年計画の評価・見直しが実施されなかったのは事実である。計画達成率約 40%という状況を鑑みれば、このまま計画通りに進行することは極めて困難なことは明白であり、その時点で計画の大幅な見直しを行うべきであった。</p> <p>従って、現在進行している短期5ヶ年計画について早急に評価・見直しを行い、計画の修正あるいは新たな計画の策定を行うことが必要である。</p>	<p>松山市道路施設維持管理計画における、平成 28 年度から令和 2 年度までの短期 5 ヶ年計画の進捗について、社会情勢の変化に伴う人件費や資材価格の高騰に加え、緊急を要する事後保全の工事対応に予算を配分した結果、計画策定段階に想定していた単年度毎の施工範囲を完成させることが困難な状態であった。</p> <p>そのため短期計画期間の期日を過ぎても、引続き計画に基づき修繕を進めていたが、令和 5 年度末での進捗率は 87%で、当初計画していた優先度の高い補修箇所の修繕も概ね完了したことから、令和 6 年度に新しく短期 5 ヶ年の舗裝修繕計画を策定した。</p> <p>令和 7 年度からは、この短期 5 ヶ年計画に基づき計画的に舗裝修繕を進めていくとともに、今後は、計画路線の修繕状況や緊急的に修繕を実施した路線など、事業進捗を踏まえながら、計画期間に基づき計画の策定を行っていく。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部 道路河川管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>11. 法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明の点検維持管理計画、維持管理計画の策定漏れ</p> <p>松山市道路施設維持管理計画において、法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明については、平成28年度～令和2年度を期間とする点検維持管理計画、令和3年度～令和7年度を期間とする維持管理計画を策定するとある。しかし、実際にはこれらの計画は策定されていない。</p> <p>担当課からのヒアリングによれば、道路標識および道路照明については、点検を行っているが計画は策定していない。法面、盛土、擁壁の維持管理は日常パトロールによる事後保全で対応しているのが現状であるとのことである。</p> <p>松山市道路施設維持管理計画において、法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明についての計画を策定するとある以上、計画策定の必要性及び計画と実務の乖離について再検討を行うことが求められる。</p>	<p>法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明の計画策定について、松山市道路施設維持管理計画策定時(平成28年当時)は、前述の道路附属物に対してもMMSの点群データ等を活用して点検、維持管理を行う計画を策定することとしていた。</p> <p>しかし実際の点検維持管理では点群データだけでなく、職員の近接目視による確認が必要であり、実際の維持管理実務と計画の必要性に乖離が発生し、点検維持管理計画が策定されていなかった。</p> <p>そこで令和6年度に、法面、盛土、擁壁、道路標識、道路照明について、実際の点検維持管理業務の実状に応じ、対象施設や頻度・時期等を定め、松山市道路施設維持管理計画の項目として位置付けた。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 経営管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 5) 報告セグメントの概要の記載漏れ</p> <p>松山市水道事業会計決算書、松山市簡易水道事業会計決算書、松山市工業用水道事業会計決算書を閲覧したところ、地方公営企業法施行規則第 40 条第 1 項第 1 号に規定されている報告セグメントの概要の記載がなかった。決算書の会計に関する書類における注記において、セグメント情報に関する注記を設け、報告セグメントの概要を開示する必要がある。</p> <p>なお、簡易水道事業会計については、中島地区と北条地区に報告セグメントが分かれており、同施行規則第 40 条第 1 項第 2 号に規定される部分は、決算書の貸借対照表および損益計算書本体において実質的な開示がなされている。</p>	<p>令和 5 年度決算書の「会計に関する書類における注記」に、セグメント情報に関する注記を設け、報告セグメントの概要を記載した。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 浄水管理センター

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘1) 実施方法の見直し(市之井手堰水路土砂撤去工事)</p> <p>総勘定元帳兼内訳簿のレビューにおいて、補償費の科目内において随意契約による「工事」が実施されている業務が発見された。</p> <p>本件、平成6年12月に地元代表者と取り交わした念書に基づき、適時協議しながら、市之井手堰水路の清掃や土砂の搬出にかかる費用を公営企業局が負担するというもので、同局が工事として地元業者に発注している。</p> <p>令和4年5月13日完成の「市之井手堰水路土砂撤去工事」に関する随意契約理由書によると、根拠法令として地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を掲げているが、この号では「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかで随意契約が容認される。ここでいう「その性質又は目的」とは「契約の内容」と解されている。</p> <p>本件工事の「契約の内容」は土砂撤去工事であり、競争入札に適しないものには該当しないと考えられるため、随意契約として適切ではない。元来、本業務は、地元との調整を円滑に行うための実質的な補償業務であることから他の業務との整合を図り、実施方法の見直しが必要である。</p>	<p>本業務は、地元代表者と平成6年12月に取り交わした念書に基づく補償業務である。今回の指摘を受け、事務のあり方を再度検証したところ当該撤去作業については、工事として発注する案件ではなく、地元に対して行う補償業務であることから、当該撤去作業に係る費用は、公営企業局から地元代表者に支払うよう他の業務と整合を図ることとした。</p> <p>今後は、業務内容やその経緯に応じた実施方法で、法令に沿う適正な支払処理を行っていく。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 上下水道料金課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘)契約更新時の効果測定について「検針・収納・電算処理等業務委託」の業者選定については、総合評価落札方式による一般競争入札で執行されているが、平成 26 年度／平成 30 年度と連続して一者応札・一者応募となっている。</p> <p>平成 21 年会計検査院より公表された「会計検査院における 1 者応札・1 者応募に係る改善方策について」において、業務内容が高度等の要因で参加者が限定されていると考えられる場合には、業務内容を精査し、経済性を考慮した上で場合によっては高度な業務とそれ以外を分割発注するなどの方策を検討し発注することが改善方策の一つとして挙げられている。しかしながら、「検針・収納・電算処理等業務委託」は、</p> <ul style="list-style-type: none">・包括的な民間委託を行ない、業務の効率化を図り費用削減を進めることを目的としている。・政府の策定するPPP/PFI推進アクションプランにおいて、水道は重点分野として位置づけられており、従来のように個別の業務をバラバラに委託することは国の政策の動向にもそぐわないと考えている。 <p>こうしたことから、公営企業局では本件委託業務の分割発注は難しいと判断し、その他の競争性を疎外すると考えられる要因に対しても、業務内容の明確化や準備期間の確保、参加資格要件の設定などを行うことで適宜対応している。</p> <p>このように、「検針・収納・電算処理等業務委託」は、経営基盤改革の一環として、コスト削減効果を見込んで平成 16 年度から民間事業者による包括的民間委託を行い、現行の契約においても削減効果が確認されている。しかしながら、契約更新時には公営企業局直営で実施した場合と委託額との事前比較が実施されていなかった。</p> <p>今後も本件委託業務により、費用削減効果が見込まれ、業務の効率化や維持管理水準(サービス品質)の向上等を図ることができると総</p>	<p>適正な委託契約を目的として「委託契約事務の手引」を作成しており、仕様書と積算書を作成する前には委託業務の適否の判断を行うように記載している。</p> <p>「検針・収納・電算処理等業務委託」については、契約更新時に委託を前提として進めていたため、その手順を踏んでいなかったものである。</p> <p>当該案件については、令和 6～10 年度の 5 年間の債務負担行為による契約更新を令和 5 年 10 月に行ったが、契約後に検証したところ、年間のコスト削減額 50,050 千円の効果があったことを確認した。次回の契約(令和 11～15 年度)更新時には、効果の検証を事前に実施するよう改める。</p> <p>なお、今後は、新規導入時に限らず、契約更新時も含む、委託を発注する際には委託業務の適否を検証し、説明を求められた際に、根拠を示すことができるよう、契約課から委託契約事務の手引の再周知を行った。</p>

(別紙1)

合的に判断していることから、更新時においてもなお引き続き費用削減等の効果が適正に見込まれるか、委託理由の合理性にあたって重要な要素の一つである金額面の定量的な検証の実施が必要である。